

## つがる西北五広域連合病院事業出納取扱金融機関の指定

令和6年12月 2日  
告示第 4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

なお、令和4年つがる西北五広域連合病院事業告示第6号は、令和7年1月1日をもって廃止する。

出納取扱金融機関 株式会社青森みちのく銀行五所川原中央支店、同金木支店、同鱒ヶ沢東支店、同木造支店、同鶴田駅前通り支店

指 定 年 月 日 令和7年1月1日